

## 令和6年神奈川県議会第3回定例会 防災警察常任委員会

令和6年9月30日

### ◆西村くにこ委員

公明党の西村くにこでございます。よろしくお願ひいたします。

質疑に入ります前に、もう二つの先行会派から質疑がありましたので、質問は控えさせていただきますが、警察職員暑熱対策事業費について、一言、申し上げておきたいというふうに思います。

第2回定例会の当委員会の意見発表の中で、私からは、有事即応体制の確保と警察職員の暑熱対策という観点から、耐刃防護衣の常時着用とファンつき空調服の併用というのを考えたらどうだろうかというふうに提案をさせていただきました。こういったことを酌み取っていただいて、今回の方向性を決めていただいたなど大いに評価をしたいというふうに思います。これから寒くなりますので、急いでとは申し上げませんので、丁寧に進めていただいて、より一層の拡充を図っていただけますよう、よろしくお願ひします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、運転免許の学科試験における発達障害者への合理的配慮についてです。

国の統計によりますと、2020年末現在で、医師から発達障害と診断をされた方は約87万人いるというふうに言われております。これらの発達障害者の方の中には、成長の中で全体的な発達には遅れはないのに、読み書きに限定した困難がある、こういう方がいらっしゃいます。また、こういう方々、社会においては、その障害がどのような困難を感じているのか、どのような支援が適切なのか、正確に認知されていないという現状もあります。そのため、運転免許の取得においても、その特性を理解した対応が行き届いていないところが見られ、教習所のカリキュラムを途中でやめてしまったり、運転免許センターで受験する学科試験で合理的配慮を受けられるということを知らずに、何回も御苦労を重ねる方がいるというふうに聞いています。

近年では、大学入試などで、発達障害の方に対して時間の延長とか、別室での受験とか、あるいは問題の読み上げといった合理的配慮を提供しているところも増えてきています。県警察としても、発達障害の方々への学科試験時における不安の払拭等に向けた合理的配慮の取組を周知していただくことが、まずは必要であろうかというふうに思います。このことについては、先般の本会議一般質問において、我が会派のおだ幸子議員から質問させていただき、県警本部長から御答弁いただきました。ありがとうございました。改めて、県警察の取組について、確認をさせていただきます。

まず初めに、学科試験の受験者数について、教えてください。

### ◎運転免許課長

令和5年中における学科試験の受験者数については、延べ約16万2,000人となっております。そのうち、合格者数は約13万7,000人となり、合格率は約85%となっております。

### ◆西村くにこ委員

それだけ多くの方が受験をされるということであれば、その中に発達障害の方も含まれるのではないかというふうに思いますが、運転免許の取得を考えていらっしゃる発達障害者の方、あるいは障害者の方などからの相談に応じる窓口というのは、あるのでしょうか。

### ◎運転免許課長

運転免許センターでは、安全運転相談窓口を設けており、これから自動車教習所へ入校を考えている障害者の方などからの相談に応じております。

### ◆西村くにこ委員

これね、ホームページで調べると、安全運転相談が、自分が運転免許を受けていいかどうかを相談できる窓口というふうに、ぴんと来ますかね。まず、ホームページの拡充もお答えいただきましたので、改めて、どういうつくりにしたら、たどり着いていただけるかというのを、よくよく考えていただきたいというふうに思います。

ちなみに現在は、「受験相談」で引くと、過去の違反とか取消処分について出てきます。それから「安全運転相談」とやると、一定の病気、身体に障害のある方、つまり発達障害の方は、自分が含まれないって感じられるというふうに思います。よく、どういうふうなホームページのつくりにすれば、あるいは広報のつくりにすれば、たどり着いていただけるかということを考えていただきますように、よろしくお願いします。

車の免許を取得する場合は、多くの方が自動車教習所に入校されるんだというふうに思うのですが、県内の教習所において、発達障害の方に特化した支援のあるコースを設けていらっしゃる教習所、あるのでしょうか。

### ◎運転免許課長

県内には、公安委員会の指定を受けている自動車教習所が 38 校ありますが、そのうちの 2 校において、発達障害の方の免許取得に特化した支援のあるコースを設けていると承知しております。

### ◆西村くにこ委員

それでは、それは具体的にどんなサポートをされているのでしょうか。

### ◎運転免許課長

技能教習においては、コーディネーターの方が後部座席に乗車をしまして、技能指導員から説明を受けた内容などについて、この教習の終了後に改めて説明するなどのサポートをしております。また、学科教習においては、コーディネーターの方が教室に同席しまして、学科指導員の説明に合わせて、ページが開けないときなどに声をかけるなどをしております。そのほか勉強の支援として、1 対 1 で絵や図、また車の模型などを活用して、視覚的に分かりやすく個別の学習指導などをしているものと承知しております。

### ◆西村くにこ委員

私も他県で、こういう取組をされている教習所、行かせていただきました。本当に丁寧に対応をしていらっしゃいますが、大変な御苦労であろうかなというふうに思います。安全運転相談というところが、そういう窓口にはならないんだろうけれども、例えば、情報を欲していらっしゃるところには、何かしらの形で、おつなぎいただけるようなことも、今後、御検討いただけますように、よろしくお願ひいたします。

自動車教習所を卒業後は、いよいよ運転免許センターで学科試験を受験することになりますが、発達障害者の方は、どうすれば、その合理的配慮を提供してもらえるのでしょうか。

### ◎運転免許課長

運転免許センターで受験をする前に、求める合理的配慮について職員に相談をしていただき、その方の障害の状況などに応じて、個々に判断して提供することとなります。

### ◆西村くにこ委員

ところがですね、これも運転免許センターのホームページの最初のページには一言も、そういうことが書かれていません。どういう相談をしたら、どういう配慮をしてもらえるのか、どこに相談をすればいいのかというのがない。ぜひ、こちらもホームページ、改めていただけますように、よろしくお願ひいたします。

今まで運転免許センターの学科試験で、そのような状況でも、たどり着いて具体的に受けられた合理的配慮、提供した実績があれば、教えてください。

### ◎運転免許課長

当県では、個室での受験、問題文の文字の拡大、問題文の文字のフォントの変更などの合理的配慮を提供したことがあります。

### ◆西村くにこ委員

試験問題の文字の拡大やフォントの変更等は、タブレット端末を導入すれば容易になるというふうに考えますが、全国では、学科試験でタブレット端末を導入しているところはあるのでしょうか。

### ◎運転免許課長

全国では、警視庁と群馬県警察が、学科試験においてタブレット端末を導入しているものと承知しております。

なお、警視庁では、令和6年2月から3か所の運転免許試験場において運用を開始して、一部の外国語試験を除きまして、全受験者に対してタブレット端末での学科試験を導入しているものと承知しております。

### ◆西村くにこ委員

当県においては、タブレット端末の導入の可能性について、継続して検討をし

ているとのことです。その検討状況について、教えてください。

◎運転免許課長

タブレット端末を学科試験に導入するに当たっては、運用面で言えば、数百台規模の端末の保管・管理や充電などの課題も認められるところでございます。

今後も、発達障害者からの希望内容や先行県の状況を踏まえつつ、導入の可能性を継続して検討してまいります。

◆西村くにこ委員

少し質問を戻しますね。先ほどとかぶるのですが、学科試験において、合理的配慮の提供をしていることを知らずに受験している方、多いと思うのですが、県警察では、どのように周知していこうとお考えですか。

◎運転免許課長

県警のホームページへ、学科試験の合理的配慮を申し出ることができる相談窓口があることや、個室での受験が可能であることなど、個別の相談に応じていることを掲載し、周知してまいります。また、自動車教習所や発達障害の支援をしている関係機関とも連携しまして、対応可能な受験方法について、個別の相談に丁寧に応じてまいります。

◆西村くにこ委員

支援をされている団体等にも、お伝えをいただくというのは重要なと思います。同じように、例えば、特別支援学校であるとか、市町村でいうところの養護のクラスであるとか、そういったところとの連携を取られてもいいかもしれませんね。

最後に、このほか、運転免許センターにおける発達障害者の方々への合理的配慮に向けた取組があれば、ぜひ教えてください。

◎運転免許課長

発達障害者の方への合理的配慮を実施するには、対応する側の理解が重要であると考えております。そこで、運転免許センターの職員に対して、専門的な知識をお持ちの方による研修などを開催するなどして、必要かつ合理的な配慮を柔軟に提供できるようにしていきたいと考えております。今後も引き続き、発達障害者の方が安心して学科試験が受験できるように、取組を進めてまいります。

◆西村くにこ委員

専門家の方から様々な情報を得るという、大いに期待をしております。他県では、先ほども申し上げましたが、学科試験でタブレット端末を導入しているところもあるというふうに伺っております。県警察としても、将来的にはタブレット端末で試験ができるようになるなど、今後も、発達障害者の方が安心して受験できるように、継続して検討を進めてもらいたいのですが、このタブレット端末の導入なんですけれども、他県の先行する事例について伺ってみますと、発達障害

者の方の支援というよりも、むしろ採点の効率化、これが大きな理由として挙げられているようです。早く正確に採点できるということは、これは全ての受験生にとって有益なことなのであろうというふうに思います。

また、先ほど申し上げたディスレクシアの方々にとっては、文字の拡大とか、フォントの変更などというのは、その場しのぎの支援なのだそうですね。実は、タブレットを使っているなら、読みやすい表示にするよりも、むしろ問題の読み上げ機能を活用することによって、より抜本的な課題の解決になるというふうにも伺いました。これは外国語での受験、今 20 言語に広げていただいておりますけれども、タブレットを使うと、例えば、母国語が選択肢にないような方、より理解しやすい言語の選択、どれがいいだろうなというのは、その場で、タブレットで選ぶこともできるんじゃないかなというふうに、その活用、期待をさせていただくところです。

今回、私どもが提案をした合理的配慮という視点からのタブレット導入は、ともに生きるかながわを標榜する本県にとって大変、大きな意義があると考えますので、どうぞ前向きに御検討いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

続いて、盗撮の防止対策について、伺っていきたいというふうに思います。

さきの定例会でも、痴漢対策を取り上げさせていただきました。今回は盗撮について、痴漢同様、やはり非常に卑劣な悪質な性犯罪であるというふうに考えますので、質問させていただきたいというふうに思います。

そのような中で、9月 10 日、新横浜駅で盗撮被害防止ミラー除幕式というのがあったんですね。これは港北警察署が五つの鉄道会社と連携をして進められたというふうに新聞記事で読みました。改めて、盗撮について考えてみると、非接触型の盗撮、痴漢などの接触型の犯罪に比べて軽微な犯罪だと思われがちではないのかなと、あるいは、クローズアップされることも少ないのでないかなというふうに考えてしまいます。また、非接触型の盗撮であるので、被害者の方が気づかないようなケースも多いのではないか、検挙されているのは氷山の一角であろうというふうに考えます。知らないうちに撮影された被害者の方は、その画像をインターネット等に拡散されるというようなこともあります、言わば、デジタルタトゥーの一つでもあろうかというふうにも認識をしています。

そこで、県警察が取り組んでいる盗撮の防止対策について、伺っていきたいと思います。

まず、県内での盗撮の検挙件数について、教えてください。

#### ◎生活安全総務課長

県内における盗撮の検挙件数につきましては、令和 5 年中は 643 件で、前年と比べて 106 件増加しております。本年 8 月末現在は、暫定値ではありますが 396 件で、前年の同じ時期と比べて 50 件減少しております。

#### ◆西村くにこ委員

盗撮の被害が多い場所、どういうところが挙げられるのでしょうか。

◎生活安全総務課長

盗撮の被害が多い場所は、主に鉄道施設であり、デパート、ショッピングモールなどの商業施設においても、盗撮の被害が確認されております。

◆西村くにこ委員

駅構内での盗撮が多いということでしたが、その対策について、教えてください。

◎地域総務課長

駅構内などでの朝夕の通勤・通学時間帯を中心とした制服警察官による警戒活動や私服警察官による検査活動などを、県下各駅で継続して行っております。駅構内、列車内などでの盗撮などの被害相談や目撃情報が寄せられた際には、警察署と関係署とが連携を取りつつ、各種警戒活動を推進しております。

◆西村くにこ委員

先ほど冒頭、申し上げました、新聞にも掲載をされた盗撮被害防止ミラーの導入の経緯について、教えていただけますか。

◎生活安全総務課長

盗撮被害防止ミラーは、行動を強制するのではなく、そっと後押しする行動科学のナッジ理論を活用したもので、他県の警察における取組を参考に、当県警察でも導入したものとなります。

◆西村くにこ委員

それでは、この盗撮被害防止ミラーの効果、どうだったのでしょうか。

◎生活安全総務課長

鏡をつい見てしまう人間の心理を利用し、エスカレーターの利用者が、設置した側面の鏡を見ることで、あわせて、後ろの様子を気にすることにより、盗撮の被害防止につなげるものです。また、盗撮を行おうとする者に対しても、周りから見られているという意識を生じさせることにより、犯行をちゅうちょさせる効果を期待するものです。

◆西村くにこ委員

9月には大々的な除幕式が新横浜駅であったわけですが、その以前から、県内では設置されていたのでしょうか。

◎生活安全総務課長

県警察では、令和5年10月10日に小田急線本厚木駅及び愛甲石田駅のエスカレーターに初めて設置し、それ以降、順次、他の施設においても設置しております。

◆西村くにこ委員

具体的には、どこに設置しているのか、教えてください。

◎生活安全総務課長

盗撮被害防止ミラーは、利用客が多く、盗撮の被害が予想される駅構内の上りエスカレーターの側面に、当該施設管理者の協力を得て設置しております。

◆西村くにこ委員

県警察における、盗撮の撲滅に向けた広報啓発活動について、教えてください。

◎生活安全総務課長

本年8月19日、横浜駅付近の広場において、元バレー選手の協力を得て、駅利用者等に対して盗撮撲滅を呼びかけるキャンペーンを実施しました。また、県警察ホームページへ盗撮対策用リーフレットを掲載しているほか、著名人の協力を得て盗撮対策動画やポスターを作成し、県警察ユーチューブやXにおいて配信するなど、幅広い世代に対してSNS等を活用した情報発信活動を行っております。さらに、電車内や駅構内に設置されているデジタルサイネージにおいて盗撮対策デジタルポスターを表示するなど、鉄道事業者と連携した情報発信活動も推進しております。

◆西村くにこ委員

痴漢においても、第三者の協力というのを仰いでいるところなんですが、こうした盗撮は、被害者が気づかない間に行われることが多いと思うので、より一層、盗撮を目撃した方とか、おかしいなと思った第三者の方々の御協力とかが必要だと思うのですが、この第三者に向けた取組について、教えてください。

◎生活安全総務課長

盗撮を目撲滅された方に対しては、大丈夫ですか、警察を呼びましょうかなどと被害者に声をかけていただくことや、駅員や周りの人に声をかけて協力を求めたり、110番通報したりしていただくことを呼びかけております。

◆西村くにこ委員

なかなか勇気のいる行動だというふうに思うのですが、県警察における今後の盗撮の防止に向けた取組について、教えてください。

◎生活安全総務課長

県警察では、引き続き、盗撮を行おうとしている者や、その目撃者など、それぞれの立場の人に対する効果的なメッセージを発信するほか、鉄道事業者等とも連携した広報啓発を推進するなど、盗撮の防止に向けて取り組んでまいります。

### ◆西村くにこ委員

先日、神奈川県議会の女性活躍推進議員連盟主催で勉強会を開催をして、登壇をしてくれた県内の男子高校生3人から成るセクテルというグループ、彼らは痴漢撲滅運動を展開しているんですけれども、そのきっかけとなったのが、エスカレーターでの盗撮らしき光景を目の当たりにしたことだったと。男の子3人、そのうちの一人なんですけれど、先ほど警察を呼びましょうかとかどうこうというのを、どうしていいか分からなかつたというんですね。男の子でも体がすぐんで動かなかつたと、そうしている間に犯人らしき人間がどこかに行っちゃつたと、どうやつたら自分たちは退治ができるんだろうというのがきっかけになつて、痴漢の撲滅運動を始めたんだそうです。

こういう例のように、今おっしゃいましたけれども、なかなか被害者の方ももちろんだけれども、第三者の人も、じゃあ声を上げるっていうのは結構、勇気のいることだというふうに思うんです。それ以外にも、ちょっと駅員さんに言つたらいいんだよとか、これから今、アプリもつくっていただいていますけれども、それでちょっと通報したらいいんだよとか、具体的な方法を広報していただくことによって、より多くの協力者を得るということが重要なんだろうなというふうに思います。

それから、盗撮被害防止ミラー、なかなか効果があるようです。警察にお金を出せというのは、とても言いづらいんですが、違う方法ででも、商業施設であるとか、いろんなところにお呼びかけをして協力をいただいて、こういう体制が広がることによって、そもそも犯罪を抑止をすると同時に、そういう思いで、いろんな神奈川県で運動が展開しているんだよというアピールにつながることが重要ではないかなというふうに思います。

今後の、より一層の取組を期待いたしまして、私の質問を終わります。